

変更前	変更後	備考
<p>(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理) 第149条の2 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉を含めた発電所の敷地内及び臨時の出入管理箇所が発生した瓦礫等<sup>1</sup>について, 廃棄物管理GM又は放射線安全GMは「FS-57・RE-002 福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」に基づき, 以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 廃棄物管理GMは, 仮設保管設備<sup>2</sup>, 固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)及び覆土式一時保管施設<sup>3</sup>を含む発電所内の一時保管エリアについて, 柵, ロープ等により区画を行い, 人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また, 遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>(2) 放射線安全GMは, 臨時の出入管理箇所の一時保管エリアについて, 柵, ロープ等により区画を行い, 人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また, 遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各GMは, 「FS-57・RE-002 福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」に基づき, 次に定める瓦礫等の種類に応じて, 回収したものを一時保管エリアに運搬する。また, 切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。</p> <p>(1) 発電所敷地内で発生した瓦礫類<sup>4</sup>(原子炉建屋上部瓦礫撤去に関する工事等で発生した瓦礫類を除く)は, 各GMが, 瓦礫類の線量率を測定し, その線量率に応じて, 廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した仮設保管設備, 貯蔵庫, 覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。</p> <p>(2) 発電所敷地内で発生した瓦礫類のうち, 原子炉建屋上部瓦礫撤去に関する工事等で発生した瓦礫類は, 各GMが, 瓦礫類の線量率を測定し, その線量率に応じて, 廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した仮設保管設備, 覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。なお, 高線量率の瓦礫類を確認した場合は, 廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じた指定に従い, 容器に収納して発電所内の一時保管エリア又は貯蔵庫に運搬するか, 遮へい機能を有する発電所内の一時保管エリアに運搬する。</p> <p>(3) 周囲への汚染拡大の影響の恐れのある瓦礫類は, 廃棄物管理GMが定める線量率の目安値を超える場合には, 各GMが, 仮設保管設備, 覆土式一時保管施設又は遮へい機能を有した発電所内の一時保管エリアに運搬するか, 容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬するか, 発電所内の一時保管エリアに運搬してシートで養生する等の措置を講じる。</p> <p>(4) 発電所において発生した使用済保護衣等<sup>5</sup>は, 廃棄物管理GMが, 袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお, 廃棄物管理GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>(5) 臨時の出入管理箇所において発生した使用済保護衣等は, 放射線安全GMが, 袋又は容器に収納して臨時の出入管理箇所の一時保管エリアに運搬する。なお, 放射線安全GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>(6) 伐採木は, 各GMが, 発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。その際には積載制限, 通気性確保等の防火対策を講じる。</p>	<p>(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理) 第149条の2 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉を含めた発電所の敷地内で発生した瓦礫等<sup>1</sup>について, 廃棄物管理GMは「FS-57・RE-002 福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」に基づき, 仮設保管設備<sup>2</sup>, 固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)及び覆土式一時保管施設<sup>3</sup>を含む発電所内の一時保管エリアについて, 柵, ロープ等により区画を行い, 人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また, 遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各GMは, 「FS-57・RE-002 福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」に基づき, 次に定める瓦礫等の種類に応じて, 回収したものを一時保管エリアに運搬する。また, 切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。</p> <p>(1) 発電所敷地内で発生した瓦礫類<sup>4</sup>(原子炉建屋上部瓦礫撤去に関する工事等で発生した瓦礫類を除く)は, 各GMが, 瓦礫類の線量率を測定し, その線量率に応じて, 廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した仮設保管設備, 貯蔵庫, 覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。</p> <p>(2) 発電所敷地内で発生した瓦礫類のうち, 原子炉建屋上部瓦礫撤去に関する工事等で発生した瓦礫類は, 各GMが, 瓦礫類の線量率を測定し, その線量率に応じて, 廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した仮設保管設備, 覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。なお, 高線量率の瓦礫類を確認した場合は, 廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じた指定に従い, 容器に収納して発電所内の一時保管エリア又は貯蔵庫に運搬するか, 遮へい機能を有する発電所内の一時保管エリアに運搬する。</p> <p>(3) 周囲への汚染拡大の影響の恐れのある瓦礫類は, 廃棄物管理GMが定める線量率の目安値を超える場合には, 各GMが, 仮設保管設備, 覆土式一時保管施設又は遮へい機能を有した発電所内の一時保管エリアに運搬するか, 容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬するか, 発電所内の一時保管エリアに運搬してシートで養生する等の措置を講じる。</p> <p>(4) 発電所において発生した使用済保護衣等<sup>5</sup>は, 廃棄物管理GMが, 袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお, 廃棄物管理GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>(5) 伐採木は, 各GMが, 発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。その際には積載制限, 通気性確保等の防火対策を講じる。</p>	<p>施設運営計画の反映に伴う変更 (入退域管理棟の運用開始に伴う変更)</p>

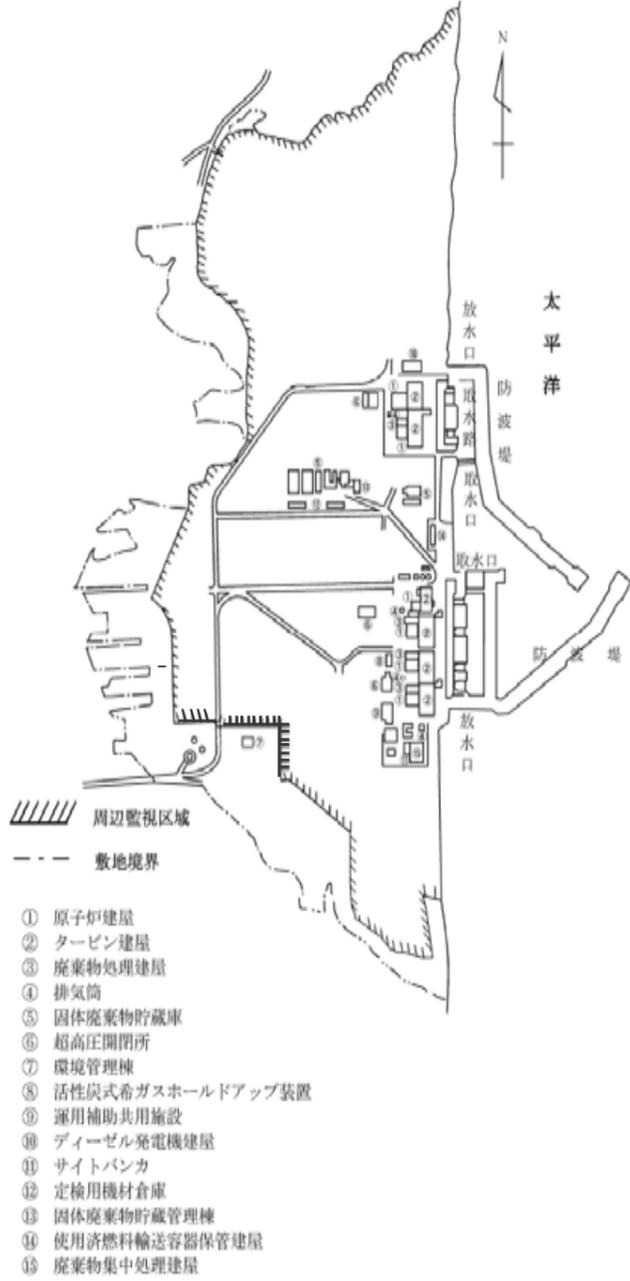
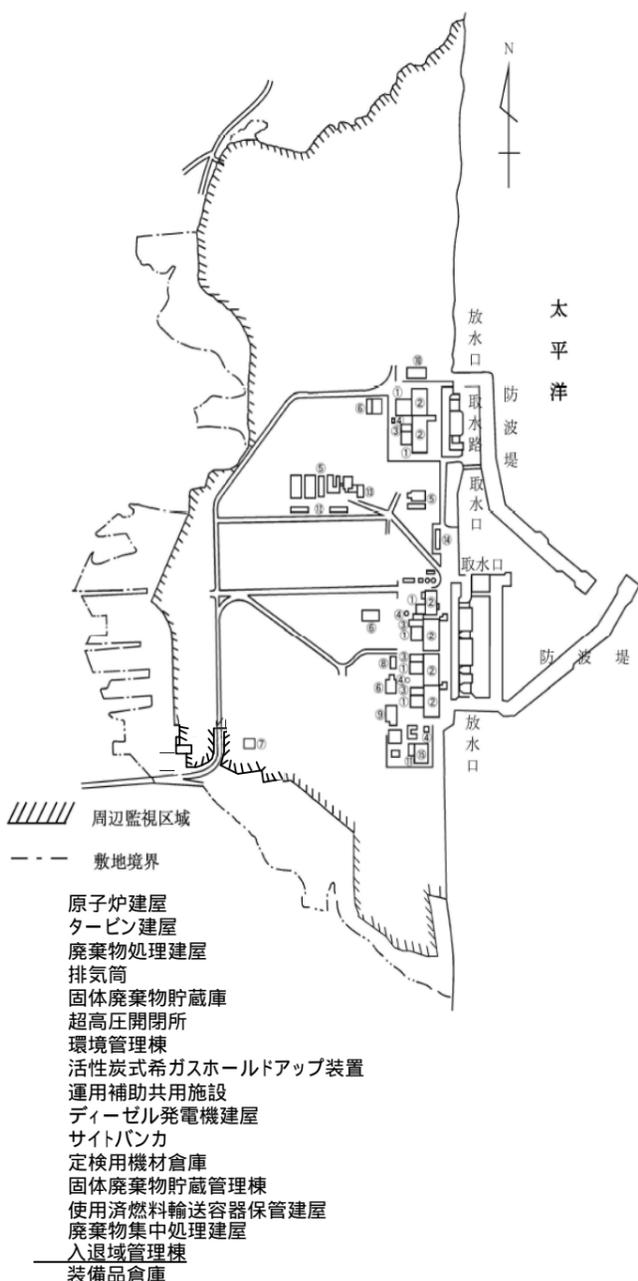
福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>3. 廃棄物管理GM又は放射線安全GMは、「FS-57・RE-002 福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」に基づき、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物管理GMは、仮設保管設備、貯蔵庫及び覆土式一時保管施設を含む発電所内の一時保管エリアにおける瓦礫類、使用済保護衣等、伐採木の一時保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。</p> <p>(2) 放射線安全GMは、臨時の出入管理箇所の一時的保管エリアにおける使用済保護衣等の一時保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。</p> <p>(3) 廃棄物管理GMは、覆土式一時保管施設において、覆土完了後、槽内の溜まり水の有無を定期的に確認し、溜まり水が確認された場合には回収する。</p> <p>(4) 廃棄物管理GMは、仮設保管設備、貯蔵庫及び覆土式一時保管施設を含む発電所内の一時保管エリアにおける瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木の一時保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>(5) 放射線安全GMは、臨時の出入管理箇所の一時的保管エリアにおける使用済保護衣等の一時保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>1：瓦礫等とは、瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木等の総称をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>2：仮設保管設備とは、瓦礫等を一時保管する設備のうち、テント、蛇腹ハウス及び雨天練習場等の屋根を設置したものをいう。以下、本条において同じ。</p> <p>3：覆土式一時保管施設とは、線量低減対策として覆土による遮へい機能を有する一時保管施設をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>4：瓦礫類とは、発電所敷地内において、今回の地震、津波又は水素爆発により発生した瓦礫並びに放射性物質によって汚染された資機材等の総称をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>5：使用済保護衣等とは、使用済保護衣及び使用済保護具をいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>3. 廃棄物管理GMは、「FS-57・RE-002 福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」に基づき、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 仮設保管設備、貯蔵庫及び覆土式一時保管施設を含む発電所内の一時保管エリアにおける瓦礫類、使用済保護衣等、伐採木の一時保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。</p> <p>(2) 覆土式一時保管施設において、覆土完了後、槽内の溜まり水の有無を定期的に確認し、溜まり水が確認された場合には回収する。</p> <p>(3) 仮設保管設備、貯蔵庫及び覆土式一時保管施設を含む発電所内の一時保管エリアにおける瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木の一時保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>1：瓦礫等とは、瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木等の総称をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>2：仮設保管設備とは、瓦礫等を一時保管する設備のうち、テント、蛇腹ハウス及び雨天練習場等の屋根を設置したものをいう。以下、本条において同じ。</p> <p>3：覆土式一時保管施設とは、線量低減対策として覆土による遮へい機能を有する一時保管施設をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>4：瓦礫類とは、発電所敷地内において、今回の地震、津波又は水素爆発により発生した瓦礫並びに放射性物質によって汚染された資機材等の総称をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>5：使用済保護衣等とは、使用済保護衣及び使用済保護具をいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>施設運営計画の反映に伴う変更 (入退域管理棟の運用開始に伴う変更)</p>

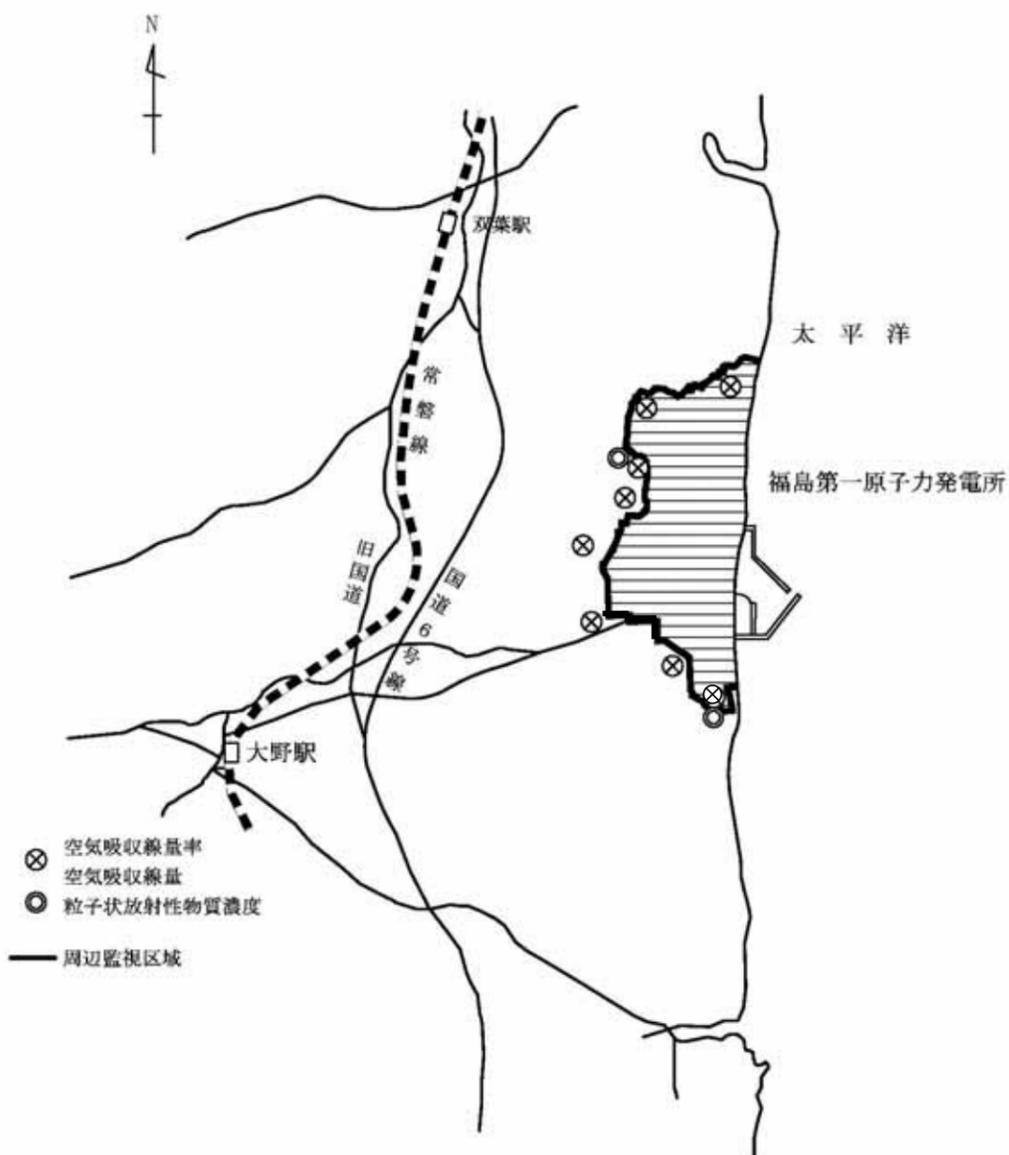
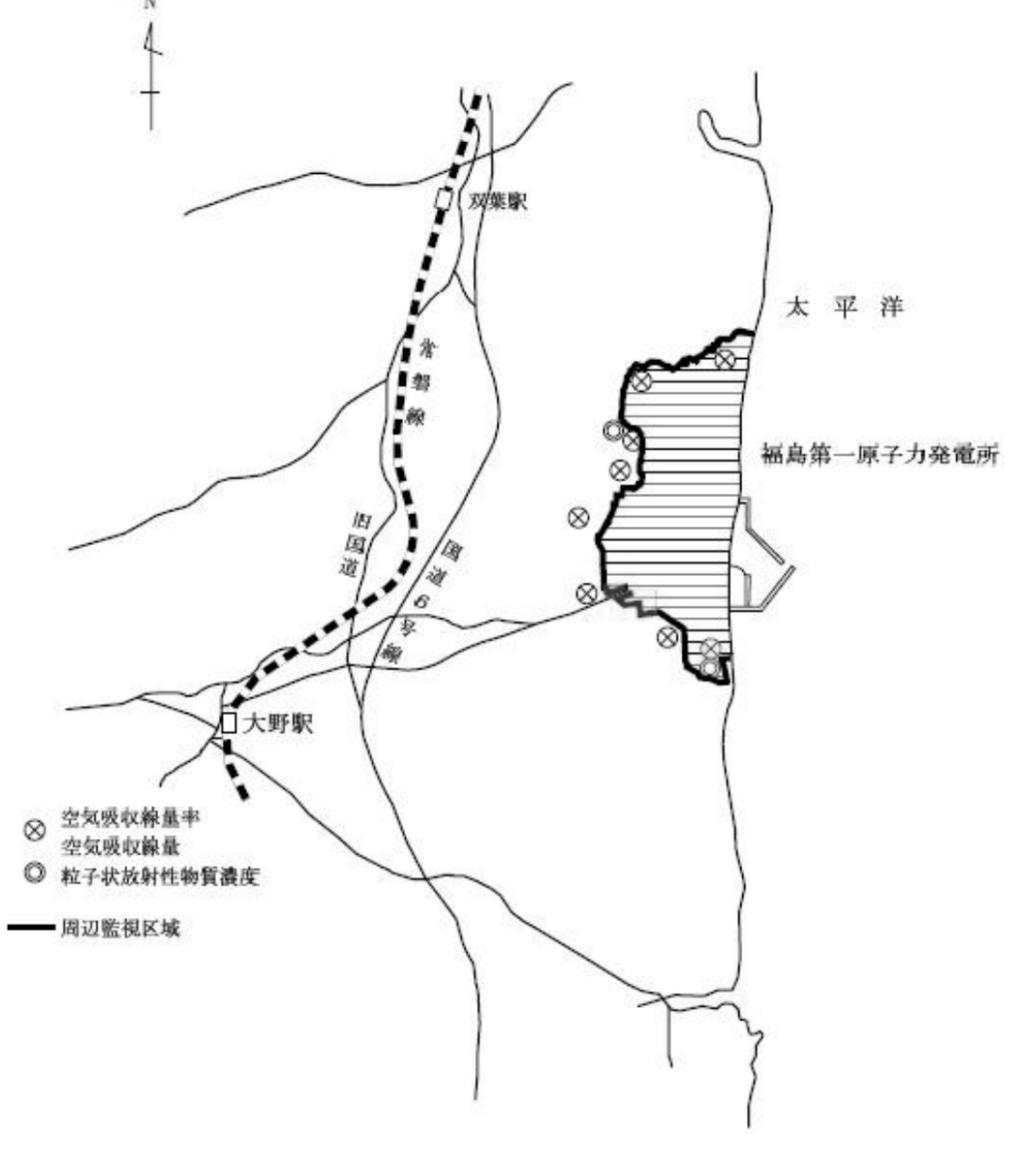
福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理対象区域への出入管理) 第153条 保健安全GMは、「NK-58-1 福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル」に基づき、管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理対象区域に立入る者 (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理対象区域に一時的に立入る者。ただし、所員又は安定化センター員で緊急作業に従事する間に受けた実効線量が100ミリシーベルト超過者が管理対象区域で定められた移動経路を経て、管理対象区域でない箇所<sup>1</sup>で執務する場合に限り、放射線業務従事者の随行を必要としない。</p> <p>2. 放射線安全GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、防護管理GMが、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>3. 放射線安全GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域の出入管理箇所又は臨時の出入管理箇所において、人の出入り等を監視する。ただし、防護管理GMがあらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両であることを監視する場合及び放射線安全GMが発電所外に設置した臨時の出入管理箇所において人の出入り等を監視する場合はこの限りでない。</p> <p>4. 放射線安全GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第3項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって、防護管理GMが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>5. 放射線安全GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。</p> <p>6. 放射線安全GMは、放射線レベルが高いため第5項の措置を講じることができない場合、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、臨時の出入管理箇所において、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、スクリーニングレベル<sup>1</sup>を超えないような措置を講じる。</p> <p>7. 放射線安全GM又は作業環境改善GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第151条の2第1項(2)の区域から汚染のおそれのない管理対象区域に移動する者の身体及び身体に着用している物並びに物品等の表面汚染密度が、バックグラウンドを超えないような措置を講じる。</p> <p>1：スクリーニングレベルとは、原子力災害対策本部が定める警戒区域からのスクリーニングレベル(平成23年9月16日付・原子力非常災害対策本部長通知)をいう。以下、第161条において同じ。</p>	<p>(管理対象区域への出入管理) 第153条 保健安全GMは、「NK-58-1 福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル」に基づき、管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理対象区域に立入る者 (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理対象区域に一時的に立入る者。ただし、所員又は安定化センター員で緊急作業に従事する間に受けた実効線量が100ミリシーベルト超過者が管理対象区域で定められた移動経路を経て、管理対象区域でない箇所<sup>1</sup>で執務する場合に限り、放射線業務従事者の随行を必要としない。</p> <p>2. 放射線安全GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、防護管理GMが、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>3. 放射線安全GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域の出入管理箇所において、人の出入り等を監視する。</p> <p>4. 放射線安全GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第3項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって、防護管理GMが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>5. 放射線安全GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。</p> <p>6. 放射線安全GMは、放射線レベルが高いため第5項の措置を講じることができない場合、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、スクリーニングレベル<sup>1</sup>を超えないような措置を講じる。</p> <p>7. 放射線安全GM又は作業環境改善GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第151条の2第1項(2)の区域から汚染のおそれのない管理対象区域に移動する者の身体及び身体に着用している物並びに物品等の表面汚染密度が、バックグラウンドを超えないような措置を講じる。</p> <p>1：スクリーニングレベルとは、原子力災害対策本部が定める警戒区域からのスクリーニングレベル(平成23年9月16日付・原子力非常災害対策本部長通知)をいう。以下、第161条において同じ。</p>	<p>施設運営計画の反映に伴う変更 (入退域管理棟の運用開始に伴う変更)</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(周辺監視区域) 第156条 周辺監視区域は、図156に示す区域とする。 2.防護管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図156</p>  <p>① 原子炉建屋 ② タービン建屋 ③ 廃棄物処理建屋 ④ 排気筒 ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫 ⑥ 超高压開閉所 ⑦ 環境管理棟 ⑧ 活性炭式希ガスホールドアップ装置 ⑨ 運用補助共用施設 ⑩ ディーゼル発電機建屋 ⑪ サイトバンカ ⑫ 定検用機材倉庫 ⑬ 固体廃棄物貯蔵管理棟 ⑭ 使用済燃料輸送容器保管建屋 ⑮ 廃棄物集中処理建屋</p>	<p>(周辺監視区域) 第156条 周辺監視区域は、図156に示す区域とする。 2.防護管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げること等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図156</p>  <p>原子炉建屋 タービン建屋 廃棄物処理建屋 排気筒 固体廃棄物貯蔵庫 超高压開閉所 環境管理棟 活性炭式希ガスホールドアップ装置 運用補助共用施設 ディーゼル発電機建屋 サイトバンカ 定検用機材倉庫 固体廃棄物貯蔵管理棟 使用済燃料輸送容器保管建屋 廃棄物集中処理建屋 入退域管理棟 装備品倉庫</p>	<p>施設運営計画の反映に伴う変更 (入退域管理棟の運用開始に伴う変更)</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第159条 各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表159-1及び表159-2(第151条の2第1項(2)の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る)に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>図159</p>  <p>             ⊗ 空気吸収線量率              ⊙ 空気吸収線量              ● 粒子状放射性物質濃度              — 周辺監視区域         </p>	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第159条 各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表159-1及び表159-2(第151条の2第1項(2)の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る)に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>図159</p>  <p>             ⊗ 空気吸収線量率              ⊙ 空気吸収線量              ● 粒子状放射性物質濃度              - - 周辺監視区域         </p>	<p>施設運営計画の反映に伴う変更 (入退域管理棟の運用開始に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定)</p> <p>第161条</p> <p>放射線安全GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>2.放射線安全GMは、放射線レベルが高いため第1項の確認ができない場合、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、<u>臨時の出入管理箇所において</u>、各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が、スクリーニングレベルを超えていないことを確認する。</p> <p>3.放射線管理GM又は作業環境改善GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する物品の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。</p> <p>4.放射線管理GM又は作業環境改善GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に核燃料物質によって汚染された物(新燃料,使用済燃料及び固体廃棄物を除く。)を移動する場合は、容器等の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。</p>	<p>(管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定)</p> <p>第161条</p> <p>放射線安全GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>2.放射線安全GMは、放射線レベルが高いため第1項の確認ができない場合、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が、スクリーニングレベルを超えていないことを確認する。</p> <p>3.放射線管理GM又は作業環境改善GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する物品の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。</p> <p>4.放射線管理GM又は作業環境改善GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に核燃料物質によって汚染された物(新燃料,使用済燃料及び固体廃棄物を除く。)を移動する場合は、容器等の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。</p>	<p>施設運営計画の反映に伴う変更 (入退域管理棟の運用開始に伴う変更)</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第170条</p> <p>機械第三GMは、「NM-52 燃料管理基本マニュアル」に基づき、1号炉、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(中 略)</p> <p>6.当直長は、「NM-52 燃料管理基本マニュアル」に基づき、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器の密封性能及び除熱性能が保持されていることを監視するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第170条</p> <p>機械第三GMは、「NM-52 燃料管理基本マニュアル」に基づき、1号炉、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(中 略)</p> <p>6.当直長は、「NM-52 燃料管理基本マニュアル」に基づき、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器の密封性能及び除熱性能が保持されていることを監視するとともに、その結果、異常が認められた場合には燃料GMに連絡し、燃料GMは必要な措置を講じる。<u>ただし、密封性能及び除熱性能の監視を行うための監視設備が設置されるまでの間は、機械第三GMは、「NM-52 燃料管理基本マニュアル」に基づき、密封性能及び除熱性能が保持されていることを確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>記載の適正化</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成25年3月25日 原管B収第130325001号） （施行期日） 第1条 この規定は、平成25年3月26日から施行する。</p> <p>（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成 年 月 日 原管 号） （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2．第149条の2については、臨時の出入管理所の一時保管エリアが解除された時点から適用することとし、それまでの間については従前の例による。</p> <p>3．第153条第3項、第6項及び第161条第2項については、入退域管理棟の運用開始時点から適用することとし、それまでの間については従前の例による。</p> <p>4．第156条の図156、第159条の図159及び添付2-1については、入退域管理棟設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間については従前の例による。</p>	